

第 1 章

組織と定員管理

第1章 組織と定員管理

1 組織

(1) 組織の現状・変遷

豊島区の組織は、議事機関として区議会、執行機関として区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、補助機関として副区長、区長部局（8部）及び会計管理室で構成されています（図表1-7参照）。

過去の主な組織改正（図表1-1参照）を見ると、平成12年度には、東京都からの清掃事業移管に伴う旧リサイクル・清掃対策室の廃止と清掃環境部の設置、出張所の廃止、東西の区民事務所の設置が行われました。また、平成27年度には、新庁舎への移転に伴い、大規模な組織機構の再編を行いました。

令和5年度は、「国際文化プロジェクト推進担当部長」を「国際アート・カルチャー都市担当部長」に名称変更し、「シティプロモーション担当課長」を新設しました。また、保健所体制強化のため、「保健予防課」を新設し、ひと中心のまちづくりと交通政策を推進するため、「ウォークアブル推進担当課長」、「交通政策担当課長」を新設しました。12月には、基本構想、基本計画策定のため、「長期計画担当課長」を新設しました。

図表1-1 主な組織改正の内容

平成12年度	◇部組織を「政策経営部(旧企画部)」「総務部」「区民部」「清掃環境部(旧リサイクル・清掃対策室)」「保健福祉部(旧福祉部・衛生部)」「子ども家庭部(旧児童女性部)」「都市整備部(旧都市整備部・建築部)」「土木部」に再編 ◇「12出張所」を廃止して「東部区民事務所・西部区民事務所」を設置
平成13年度	◇区立保育園4園廃止
平成14年度	◇「健康担当部長」を設置 ◇「長期計画担当課長」の新設 ◇保健所を統合(長崎保健所を廃止)して「長崎健康相談所」を設置
平成15年度	◇「商工担当部長」を設置 ◇「区有財産活用担当課長」「文化デザイン課」「観光復興担当課長」の新設 ◇「計画道路事業課」の廃止 ◇目標管理制度の導入
平成16年度	◇「商工部」を設置 ◇「文化担当部長」を設置 ◇「危機管理担当課長」「治安対策担当課長」の新設

平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇教育委員会事務局組織を「教育総務課(旧庶務課)」「学校運営課(旧学務課)」「教育改革推進課」「教育指導課(旧指導室)」「中央図書館」に再編 ◇教育委員会の「生涯学習課・スポーツ振興課」を廃止して、区民部に「学習・スポーツ課」を設置 ◇「文化施設課」の新設
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇商工部と文化担当部長を統合して「文化商工部」を設置 ◇「施設管理担当部長」を設置 ◇「庁舎建設室」「医療制度改革担当課長」の新設 ◇組織目標におけるバランス・スコア・カードの導入
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「助役」を「副区長」に改め、「収入役」を廃止し「会計管理者」を設置 ◇「施設管理担当部長」を「施設管理部」に改組 ◇教育委員会事務局の次長制を廃止し、教育総務部を設置 ◇「施設計画課」の新設 ◇グループ制の導入
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇図書館の区長部局への移行(補助執行) ◇「特命参事」の設置 ◇「高齢者医療年金課」の新設
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「特命参事」を廃止 ◇「清掃環境部」の組織再編 ◇「学校施設課」を新設し、「教育改革担当課長」を廃止
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇担当課長の新設(セーフコミュニティ・庁舎建築・がん対策・マンション担当) ◇「西部生活福祉課」の新設 ◇副参事(現庁舎周辺まちづくり担当)の新設
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「建築住宅担当部長」の新設 ◇「教育センター」を課組織に変更 ◇「防災計画担当課長」の新設(9月～)
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「新庁舎担当部長」の新設 ◇「シティプロモーション担当課長」の新設 ◇「自治協働推進担当課長」「がん対策担当課長」を廃止 ◇「都市整備部」の再編
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇特命政策担当部長、地域まちづくり担当部長、土木担当部長の新設 ◇現庁舎地活用担当課長、防災情報担当課長、総合窓口開設準担当課長の新設 ◇防災計画担当課長を廃止 ◇「都市整備部」と「土木部」を統合し、「都市整備部」に再編 ◇スタッフ職担当課長制度の導入
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「図書館担当部長」の廃止 ◇「総合相談担当課長」「現庁舎地建築担当課長」「自立促進担当課長」「福祉施策特命政策担当課長」「保育政策担当課長」「副参事(木密不燃化担当)」の新設

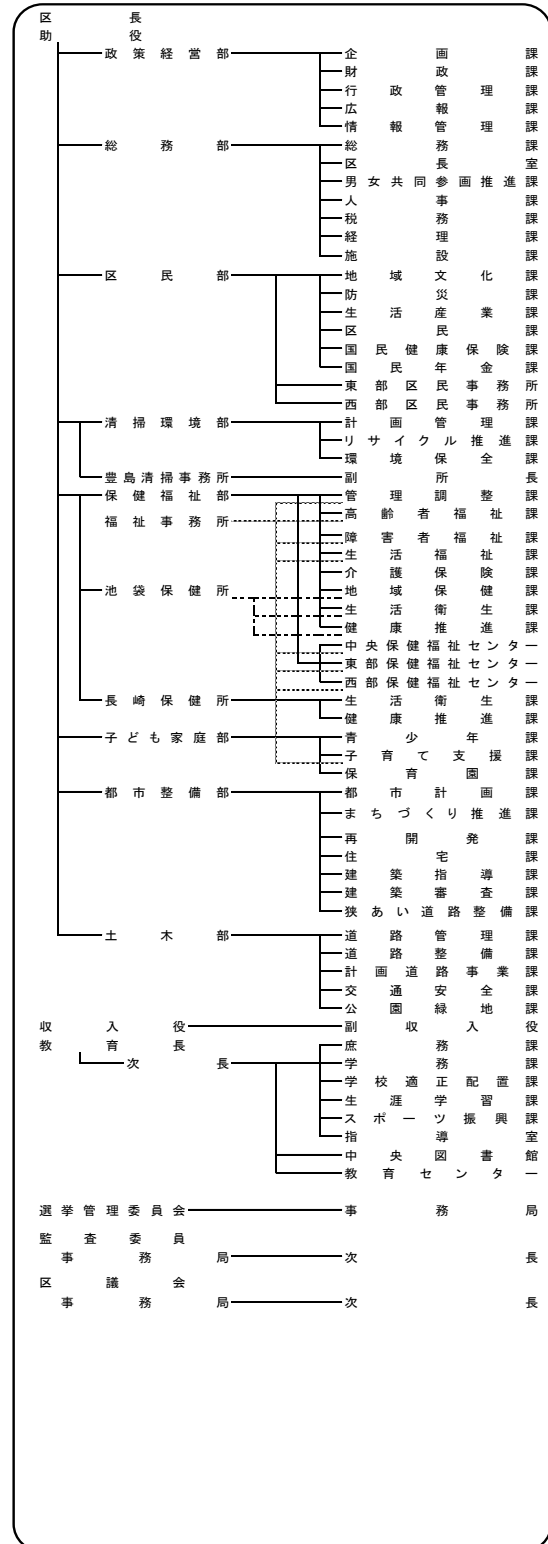
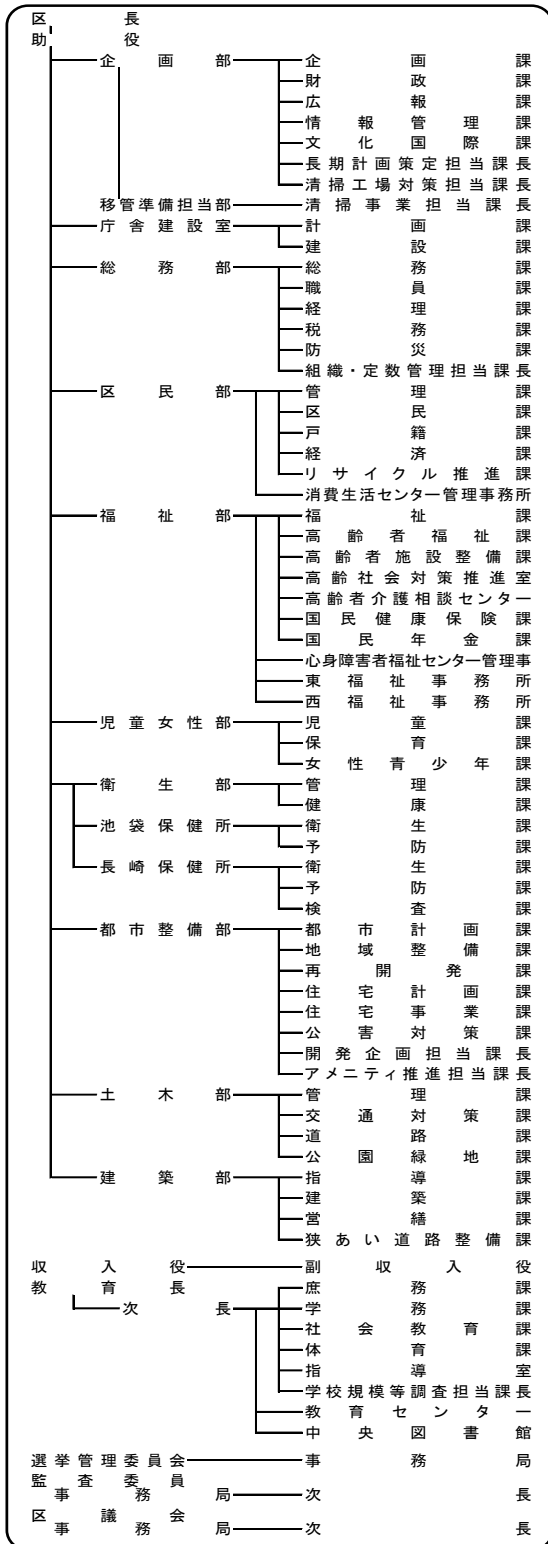
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「清掃環境部」を「環境清掃部」に名称変更 ◇「特命政策担当部長」を廃止、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局長の職級変更、「危機管理監」を新設(1月～) ◇「長期計画担当課長」「国際アート・カルチャー都市推進担当課長」「副参事(東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会派遣)」「収納推進担当課長」「地域包括ケア推進担当課長」「障害福祉サービス担当課長」「副都心再生担当課長」「副参事(調整担当)」の新設 ◇「防災情報担当課長」「福祉施策特命担当課長」「中央保健福祉センター」「副参事(木密不燃化担当)」「選挙管理委員会事務局長」「監査委員事務局次長」「庁舎建築担当課長(7月～)」「総合窓口開設準備担当課長(7月～)」「区民部副参事(調整担当)(7月～)」の廃止 ◇防災危機管理組織、障害者福祉組織、保育園組織の再編
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「東京オリンピック・パラリンピック連携担当部長」「国際アート・カルチャー都市推進担当部長」の新設 ◇「新庁舎担当部長」「建築住宅担当部長」の廃止 ◇「女性にやさしいまちづくり担当課長」「東京オリンピック・パラリンピック連携担当課長」「アーカイブ担当課長」「新ホール整備担当課長」の新設 ◇「長期計画担当課長」「シティプロモーション推進室長」「副参事(東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会派遣)」「地域包括ケア推進担当課長」の廃止 ◇「東京オリンピック・パラリンピック連携担当部長」「東京オリンピック・パラリンピック連携担当課長」を文化商工部に移管(11月～)
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「施設管理部」の廃止、総務部へ移管 ◇「公民連携推進担当課長」「多文化共生推進担当課長」「東アジア文化都市推進担当課長」「介護保険特命担当課長」「児童相談所設置準備担当課長」「放課後対策課」の新設 ◇「庁舎跡地活用課」の廃止 ◇「道路管理課」と「交通対策課」を統合し、「土木管理課」に再編 ◇「施設計画課」を「施設計画担当課長」に改組 ◇「アーカイブ担当課長」を「区史編さん担当課長」に名称変更 ◇「東アジア文化都市推進担当部長」の新設(8月～)
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「国際アート・カルチャー都市推進部長」を「国際文化プロジェクト推進担当部長」に名称変更 ◇「国際アート・カルチャー都市推進担当課長」を政策経営部に移管 ◇「東京オリンピック・パラリンピック連携担当部長」の廃止 ◇「マンガ・アニメ活用担当課長」「公園計画特命担当課長」の新設 ◇「女性にやさしいまちづくり担当課長」を「「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室長」に名称変更 ◇「新ホール整備担当課長」を「劇場運営担当課長」に名称変更 ◇「庁舎跡地活用担当課長」を「Hareza 池袋調整担当課長」に名称変更 ◇「子ども課」を「子ども若者課」に名称変更
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「建築担当部長」の新設 ◇「政策調整担当課長」、「コンプライアンス担当課長」、「施設整備特命担当課長」、「プレミアム付商品券担当課長」、「マンガの聖地としまミュージアム担当課長」、「総合高齢社会対策推進室」の新設 ◇「庁舎運営課」を「財産運用課」に統合 ◇「公民連携担当課長」を「行政経営課」に統合 ◇「交通・基盤担当課長」を「地域交通担当課長」に名称変更 ◇「Hareza 池袋調整担当課長」を「Hareza 池袋総合技術担当課長」に名称変更(9月～)

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「トキワ荘マンガミュージアム館長」の新設 ◇「国際文化プロジェクト推進室長」、「SDGs未来都市調整担当課長」、「保育支援担当課長」、「教育施策推進担当課長」の新設 ◇「国際文化プロジェクト推進担当部長」の廃止 ◇「国際アート・カルチャー都市推進室長」、「政策調整担当課長」、「施設整備特命担当課長」、「プレミアム付商品券担当課長」、「東アジア文化都市推進担当課長」、「劇場運営担当課長」、「Hareza 池袋総合技術担当課長」の廃止 ◇「マンガの聖地としまミュージアム担当課長」を「トキワ荘マンガミュージアム担当課長」に名称変更 ◇「東京オリンピック・パラリンピック連携担当課長」を「東京オリンピック・パラリンピック担当課長」に名称変更 ◇「特別定額給付金担当課長」の新設(5月～) ◇「特別定額給付金担当課長」を「マイナンバーカード担当課長」に名称変更(10月～) ◇「新型コロナウイルスワクチン接種担当課長」の新設(1月～) ◇「新型コロナウイルスワクチン接種担当部長」の新設(2月～)
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「池袋西口再生担当課長」、「交通・基盤担当課長」、「ICT 教育推進担当課長」の新設 ◇「マイナンバーカード担当課長」、「介護保険特命担当課長」、「地域交通担当課長」、「公園計画特命担当課長」の廃止 ◇「SDGs未来都市調整担当課長」を「SDGs未来都市推進担当課長」に名称変更
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「児童相談所設置準備担当部長」の新設 ◇「情報システム標準化担当課長」の新設 ◇「子ども家庭支援センター」の新設 ◇「東京オリンピック・パラリンピック担当課長」の廃止 ◇「国際文化プロジェクト推進室長」を「国際文化プロジェクト推進担当部長」に名称変更 ◇「SDGs未来都市推進担当課長」を「SDGs未来都市推進課」に名称変更 ◇「感染症対策調整担当課長」の新設(9月～) ◇「児童相談所設置準備担当部長」を廃止し、「児童相談所」を設置(2月～) ◇「児童相談所設置準備担当課長」を廃止し、「児童相談課」を新設(2月～)
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「国際文化プロジェクト推進担当部長」を「国際アート・カルチャー都市担当部長」に名称変更 ◇「シティプロモーション担当課長」の新設 ◇「保健予防課」の新設 ◇「ウォークアブル推進担当課長」の新設 ◇「交通政策担当課長」の新設 ◇「交通・基盤担当課長」を「都市基盤担当課長」に名称変更 ◇「「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室長」の廃止 ◇「区史編さん担当課長」の廃止 ◇「感染症対策調整担当課長」の廃止 ◇「長期計画担当課長」の新設(12月～)

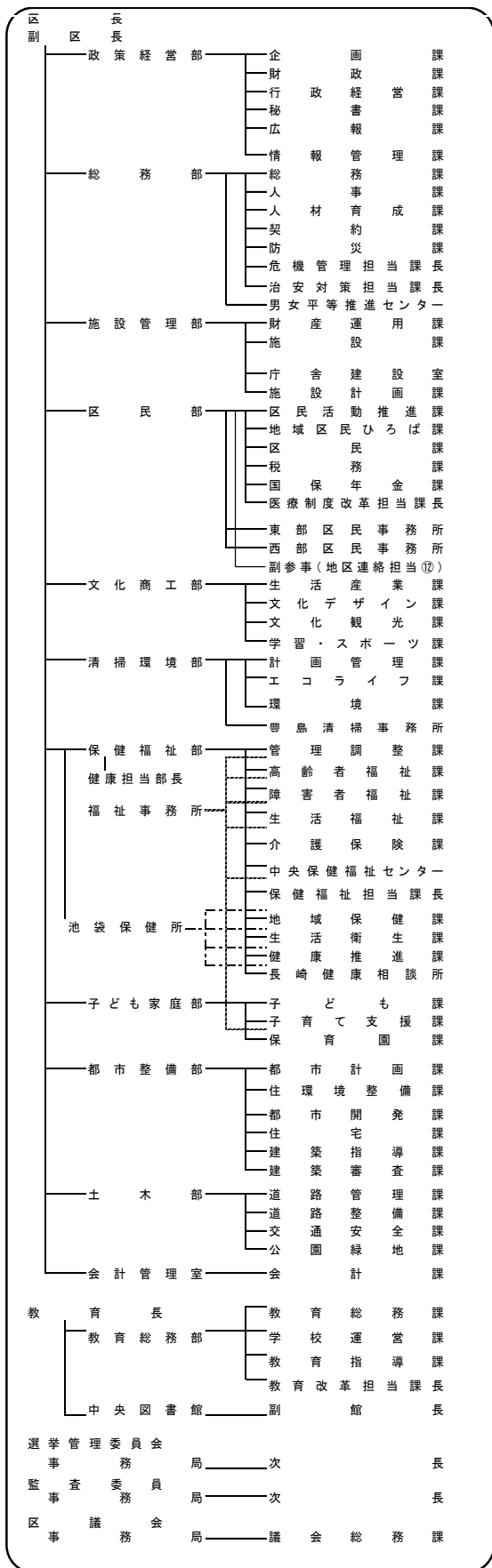
※各年度4月1日現在

図表1-2 平成5年度組織図

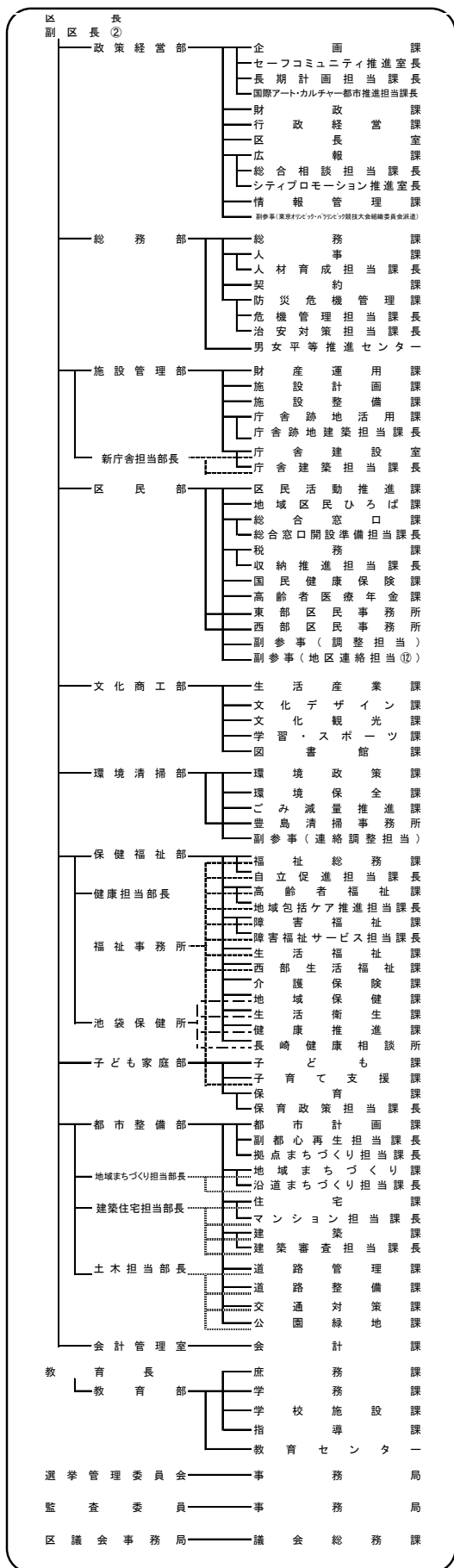
図表1-3 平成12年度組織図



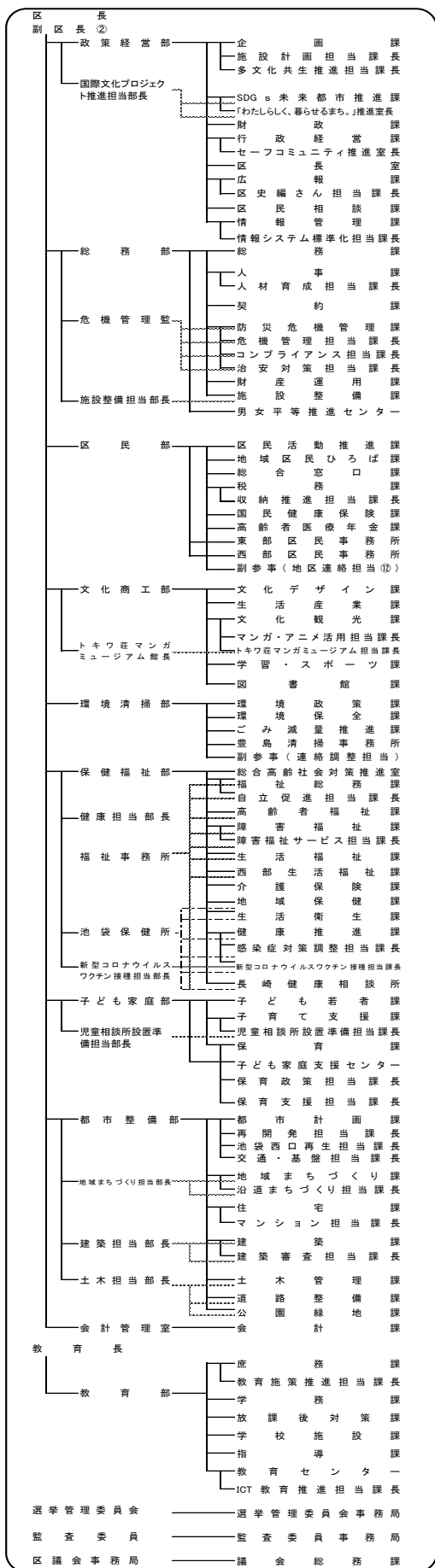
図表1-4 平成19年度組織図



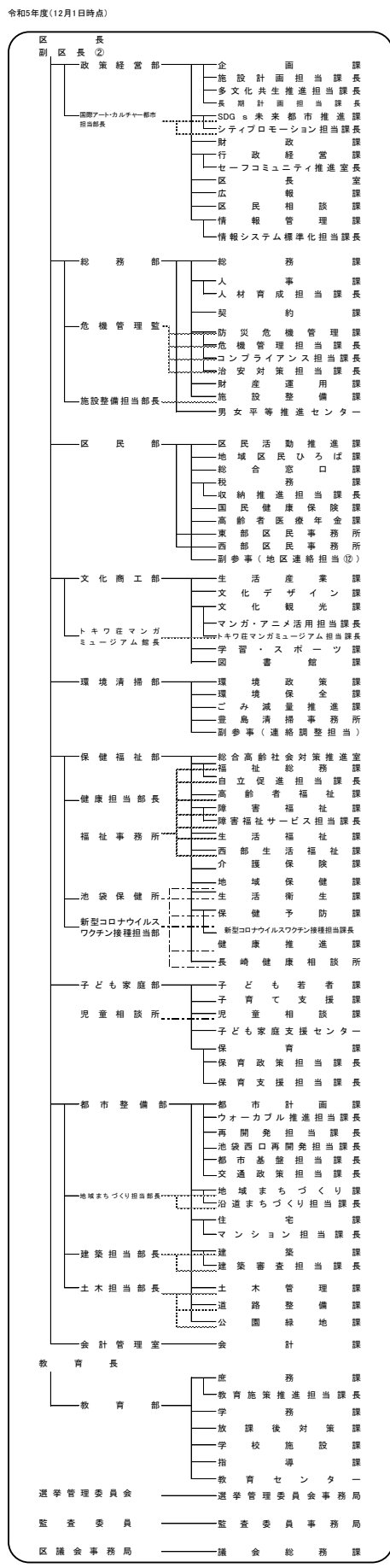
図表1-5 平成27年度組織図



図表1-6 令和4年度組織図



図表1-7 令和5年度組織図



(2) 組織数の推移

部の数は、大規模な組織改正のあった平成12年度以降、ゆるやかな増加傾向にあります。

課の数は、平成14年度に地域との連携強化を目的として、12地区（旧出張所管轄）に地区連絡担当副参事（兼務職）を新たに設置したことにより、12増加しています。それ以降も、国の法制度改正や新たな行政需要への対応などから担当課長を設置しているため増加傾向にあります。

図表1-8 部・課数の推移（各年度4月1日現在）

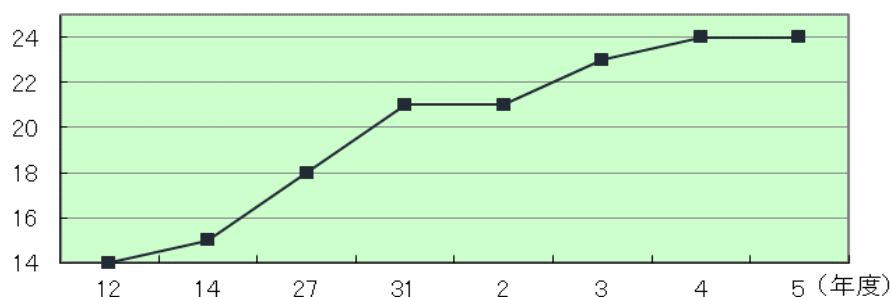
（単位：人）

年度	12	14	27	31	2	3	4	5
部	14	15	18	21	21	23	24	24
課	64	76	98	105	102	102	103	105

※部数は担当部長を含みます。課数はスタッフ職担当課長、地区連絡担当副参事（12）を含みます。

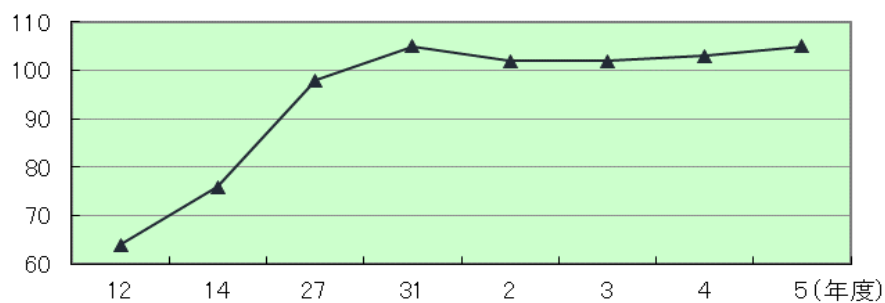
図表1-9 部数の推移（各年度4月1日現在）

（部数）



図表1-10 課数の推移（各年度4月1日現在）

（課数）



(3) 組織機構改革

豊島区自治の推進に関する基本条例第38条では、「区長は、区民に分かりやすく効率的であるとともに、区民の多様な行政需要及び行政課題の変化に迅速に対応できる行政組織の整備に努め、組織横断的で総合的な視点から行政運営を行わなければならない。」と定めています。これまで、権限委譲型組織とトップマネジメント補佐機能の強化、係制からグループ制への見直しなど、様々な組織に関する課題について検討を進めてきました。

迅速な意思決定や機動性の確保、サービスの供給に適した組織規模、そして権限と責任の明確化を柱とした組織改革を進めています。

組織目標管理の活用や組織の大括り化の推進などの具体的な取り組み内容の進捗状況については、「豊島区未来戦略推進プラン」で明らかにしています。

(4) 組織に関する基本方針

着実な行財政改革を推進するため、毎年度、各部署に対し組織及び職員定数の管理に関する基本方針を示し、簡素で効率的な組織体制の確立に向け、全庁的な取り組みを進めています。

① グループ制の導入

平成19年度より、業務の繁閑や新たな行政需要への柔軟な対応を目的としてグループ制を導入しています。実施に当たっては、2年間の試行実施期間を経て、平成21年度から本格導入となりました。

グループ制の導入により、課内の連携と協力体制の強化が図れるとともに、柔軟かつ機動的に職員や事務を割り振ることが可能となり、組織力が向上しています。

平成29年度は、グループ制試行導入から約10年の制度運用を踏まえ、「グループ制検討部会」を設置し、改めてグループ制の効果を検証するとともに、今後の運用課題、より効果的な運用方法等の検討を行いました。

こうした取り組みを経て、令和3年度にはグループ制導入率100%を達成しています。

② スタッフ職担当課長制の導入

ライン組織として位置付けられている担当課長制を見直し、これまで担当課長付であった職員を本課に配置する「スタッフ職担当課長制」を平成25年度から導入しました。

これにより、本課の課長と担当課長、スタッフ等がより一体となって効果的に業務を進めることができるほか、重複する庶務事務の一元化等、より効率的な組織体制づくりを進めています。

図表 1-11 スタッフ職担当課長制の導入状況（各年度4月1日現在）

(単位：人)

年度	25	31	2	3	4	5
スタッフ職担当課長	8	31	28	28	27	27

2 定員管理

(1) 職員数の推移

「職員数」にはいくつかの捉え方があります。主なものとして、①条例定数、②予算人員、③財調人員、④現員数、⑤定員管理調査に基づく職員数、⑥豊島区定員管理職員数が挙げられます。ここでの職員数は、常勤職員（再任用フルタイム職員、育休任期付職員を含む）を指し、会計年度任用職員、再任用短時間職員等は除いています。

① 条例定数

地方自治法では、その最高限度を条例で定めるものとされています。条例定数とは、常勤職員を任用しうる数の限度を示したものであり、行政の目的を達成するための事務事業の執行に必要な職員数を条例で定めたものです。

② 予算人員

実際に事業を推進する上で、必要な職員の人件費を計上する際の基礎となる職員数です。具体的には、給与等の支払対象となる職員の数であり、地方自治法第252条の17に基づく他自治体への派遣職員など給与等の支払対象とならない職員は除かれます。

③ 財調人員

都区財政調整基準に基づき算定した職員数です。23区が自主的に定数管理を行うにあたり、その参考とするため、毎年度特別区に共通する定数基準を策定しています。

この基準は、職員配置の実態調査等に基づき、23区同一の考え方により標準的な職員数を算定しています。しかし、区によって区民サービスの重点の置き方や、それに伴う人員配置も異なることから、定数管理を行う上では、一つの参考、目安とされています。

④ 現員数

豊島区に任用された全ての職員数をいいます。その中には、派遣職員や休職者など、豊島区職員定数条例（昭和52年条例第1号）第2条第2項¹に定める（いわゆる「定数外」）職員も含まれます。

⑤ 定員管理調査に基づく職員数

総務省が毎年度実施する「地方公共団体定員管理調査」の対象となる職員数²をいいます。「④現員数」から地方自治法第252条の17に基づく派遣職員を除いた職員数です。全国一律の基準であることから、自治体ごとの職員数比較などに使われるとともに、実質的な職員数として利用されています。

⑥ 豊島区定員管理職員数

「⑤定員管理調査に基づく職員数」から育休任期付職員³を除いた職員数で、区の基本計画など一般的に（本白書を含む。）使われる職員数です。

図表1-12 条例定数の推移

(単位:人)

年度	31	2	3	4	5
条例定数	2,053	2,053	2,053	2,053	2,053
増減	—	—	—	—	—

図表1-13 予算人員の推移

(単位:人)

年度	31	2	3	4	5
特別職	5	5	5	5	5
一般職	1,952	1,973	1,981	2,001	2,011
合計	1,957	1,978	1,986	2,006	2,016
前年度比	24	21	8	20	10

*特別職＝区長、副区長、教育長、常勤監査委員

¹「派遣、休職、育児休業、公務災害休業、結核休業、6月以上の職務免除及び併任の場合の職員は、これを定数外とする。」

²平成27年度より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育長を除く。

³「地方公共団体の一般職員の採用に関する法律」及び「地方公務員の育児休業に関する法律」に基づき任期を定めて採用される職員です。

図表1-14 財調人員の推移

(単位:人)

年度	31	2	3	4	5
財調人員	1,813	1,812	1,785	1,750	1,817
前年度比	3	△1	△27	△35	67

図表1-15 現員数の推移

(単位:人)

年度	31	2	3	4	5
職員数	2,001	2,030	2,030	2,031	2,032
前年度比	6	29	0	1	2

図表1-16 定員管理調査に基づく職員数の推移

(単位:人)

年度	31	2	3	4	5
職員数	1,992	2,022	2,021	2,022	2,023
前年度比	10	30	△1	1	1

*自治法派遣職員のうち、被災地派遣職員は職員数に含まれます。

図表1-17 豊島区定員管理職員数の推移

(単位:人)

年度	31	2	3	4	5
職員数	1,985	2,013	2,009	2,010	2,016
前年度比	12	28	△4	1	6

*職員数は、各年度4月1日現在のもの

(2) 職層別職員数の推移

職層とは、職員の職を職務の複雑さと責任の度合いに基づいて分類したものです。平成31年度と令和5年度の行政系職層別職員数を比較すると、係長級（課長補佐、係長、主査）は57名増加しています（図表1-18参照）。

図表1-18 職層一覧

(単位:人)

年度	31	2	3	4	5
管理職	98	97	98	97	96
課長補佐	73	75	69	80	79
係長	258	267	283	279	296
主査	126	120	120	154	139
主任	683	691	692	646	639
係員	569	589	586	608	619
技能職	165	161	149	135	136
教員等	13	13	12	11	12
合計	1,985	2,013	2,009	2,010	2,016

図表1-19 職層別職員数の推移（各年度4月1日現在）



図表1-20 23区職層別行政系職員数（令和5年4月1日現在）

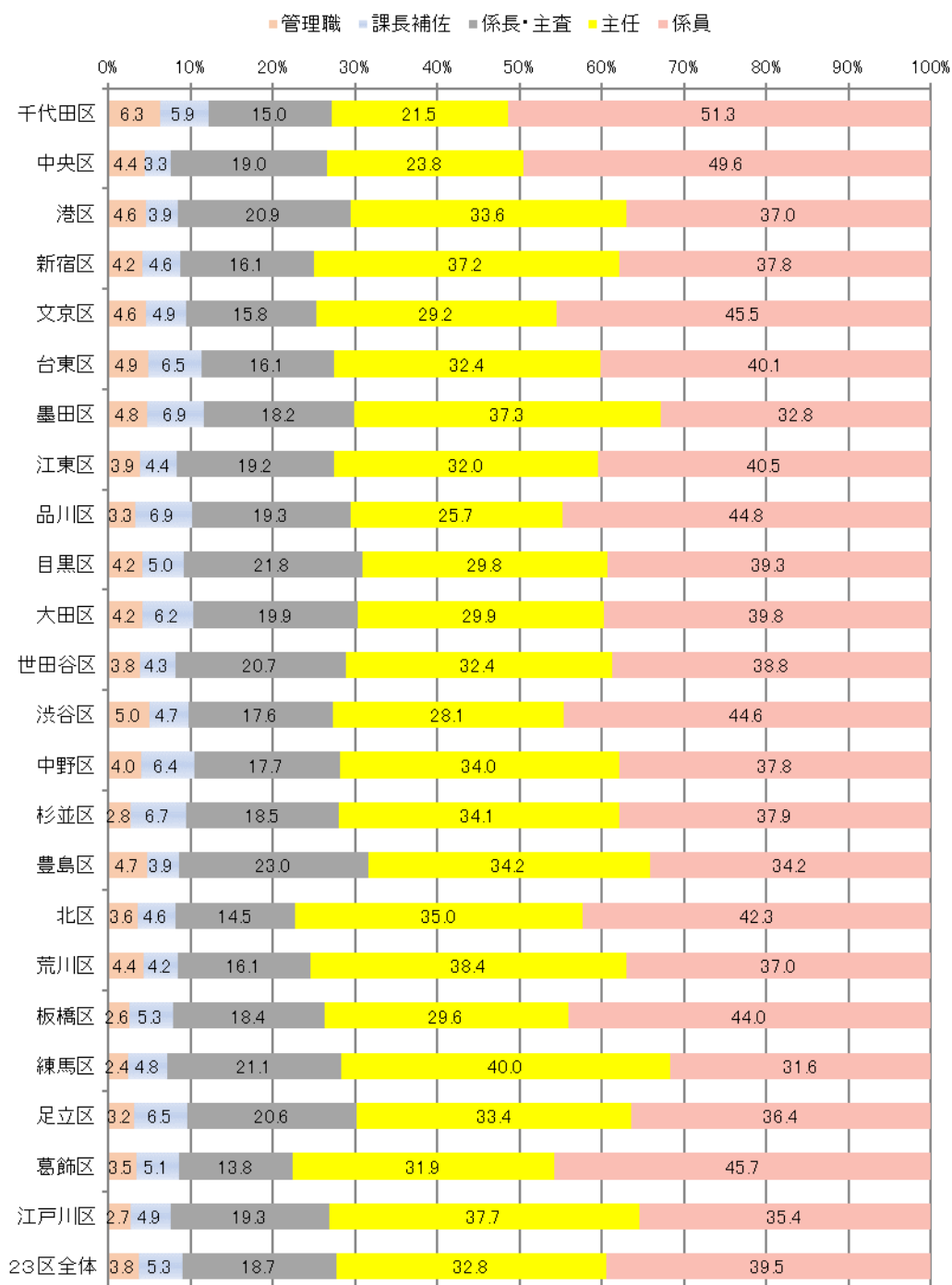
（単位：人）

区名	職層 管理職	課長補佐	係長・主査	主任	係員	合計
千代田区	55	51	130	186	445	867
中央区	55	41	237	297	619	1,249
港区	78	67	356	572	629	1,702
新宿区	95	103	362	835	849	2,244
文京区	77	82	264	489	761	1,673
台東区	79	105	260	524	649	1,617
墨田区	77	111	292	599	526	1,605
江東区	85	95	415	693	876	2,164
品川区	72	152	423	565	984	2,196
目黒区	70	83	365	499	659	1,676
大田区	145	213	688	1,030	1,373	3,449
世田谷区	170	192	913	1,431	1,713	4,419
渋谷区	77	73	272	434	690	1,546
中野区	71	114	314	604	671	1,774
杉並区	77	188	518	952	1,060	2,795
豊島区	78	64	381	566	565	1,654
北区	83	106	335	809	976	2,309
荒川区	64	61	237	564	543	1,469
板橋区	81	164	568	913	1,358	3,084
練馬区	84	169	743	1,406	1,112	3,514
足立区	97	198	633	1,023	1,116	3,067
葛飾区	84	124	334	772	1,107	2,421
江戸川区	76	138	543	1,063	998	2,818
23区全体	1,930	2,694	9,583	16,826	20,279	51,312
平均構成率	3.8%	5.3%	18.7%	32.8%	39.5%	—
豊島区の 構成率	4.7%	3.9%	23.0%	34.2%	34.2%	—

※特別区人事委員会『特別区職員の構成』（令和5年4月1日現在）より

※この職員数は、一般職に属する正規職員から、任期付職員、休職者、育児休職中の職員、指導主事、警視庁等派遣職員等を除いた職員数です。

図表1-21 23区職層別行政系職員数割合（令和5年4月1日現在）



※特別区人事委員会『特別区職員の構成』（令和5年4月1日現在）より

(3) 職種別職員数の推移

職種は、行政系（事務系、福祉系、一般技術系、医療技術系）と技能系に分かれています。

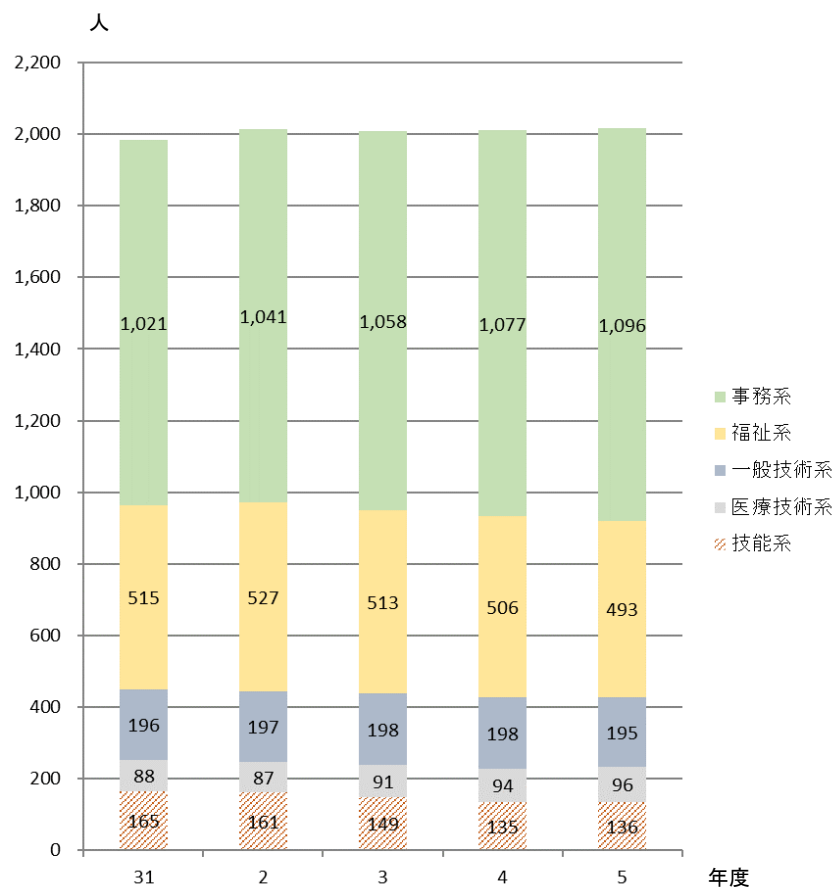
平成31年度と令和5年度の職種別職員数を比較すると、行政系（事務系、福祉系、一般技術系、医療技術系）は60名の増員となっています。それに対し、技能系は29名減少しています。

図表1-22 職種別職員数の推移（表）（各年度4月1日現在）

(単位：人)

年度	31	2	3	4	5
事務系	1,021	1,041	1,058	1,077	1,096
福祉系	515	527	513	506	493
一般技術系	196	197	198	198	195
医療技術系	88	87	91	94	96
技能系	165	161	149	135	136
職員計	1,985	2,013	2,009	2,010	2,016
増減	12	28	△4	1	6

図表1-23 職種別職員数の推移（図）（各年度4月1日現在）



図表1-24 職務別職員数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

職務名		年度				
		31	2	3	4	5
事務系	一般事務	1,007	1,027	1,045	1,065	1,083
	社会教育主事	1	1	1	1	1
教員	指導主事	4	4	4	4	5
	幼稚園教諭	9	9	8	7	7
福祉系	福祉	105	110	112	118	99
	保育士	371	374	352	338	325
	児童指導	34	36	39	39	57
	心理	5	7	10	11	12
一般技術系	土木技術	65	67	70	68	69
	造園技術	14	14	14	13	10
	建築技術	56	55	54	58	58
	機械技術	10	11	11	10	11
	電気技術	13	12	13	12	11
	保健衛生監視	18	18	16	17	17
	食品衛生監視	16	16	16	16	16
	学芸員	4	4	4	4	3
医療技術系	医師	4	2	3	2	2
	診療放射線	1	1	1	1	1
	歯科衛生士	1	1	1	1	1
	理学療法士	1	1	1	1	1
	作業療法士	1	1	1	1	1
	検査技術	4	4	4	4	4
	栄養士	10	10	11	12	12
	保健師	42	43	45	49	50
	看護師	24	24	24	23	24
技能系	作業Ⅰ	18	18	18	15	15
	調理	23	21	18	14	13
	用務	30	29	25	23	22
	自動車運転Ⅱ	17	17	15	14	14
	自動車整備	1	1	1	1	1
	作業Ⅲ	76	75	72	68	71
合 計		1,985	2,013	2,009	2,010	2,016

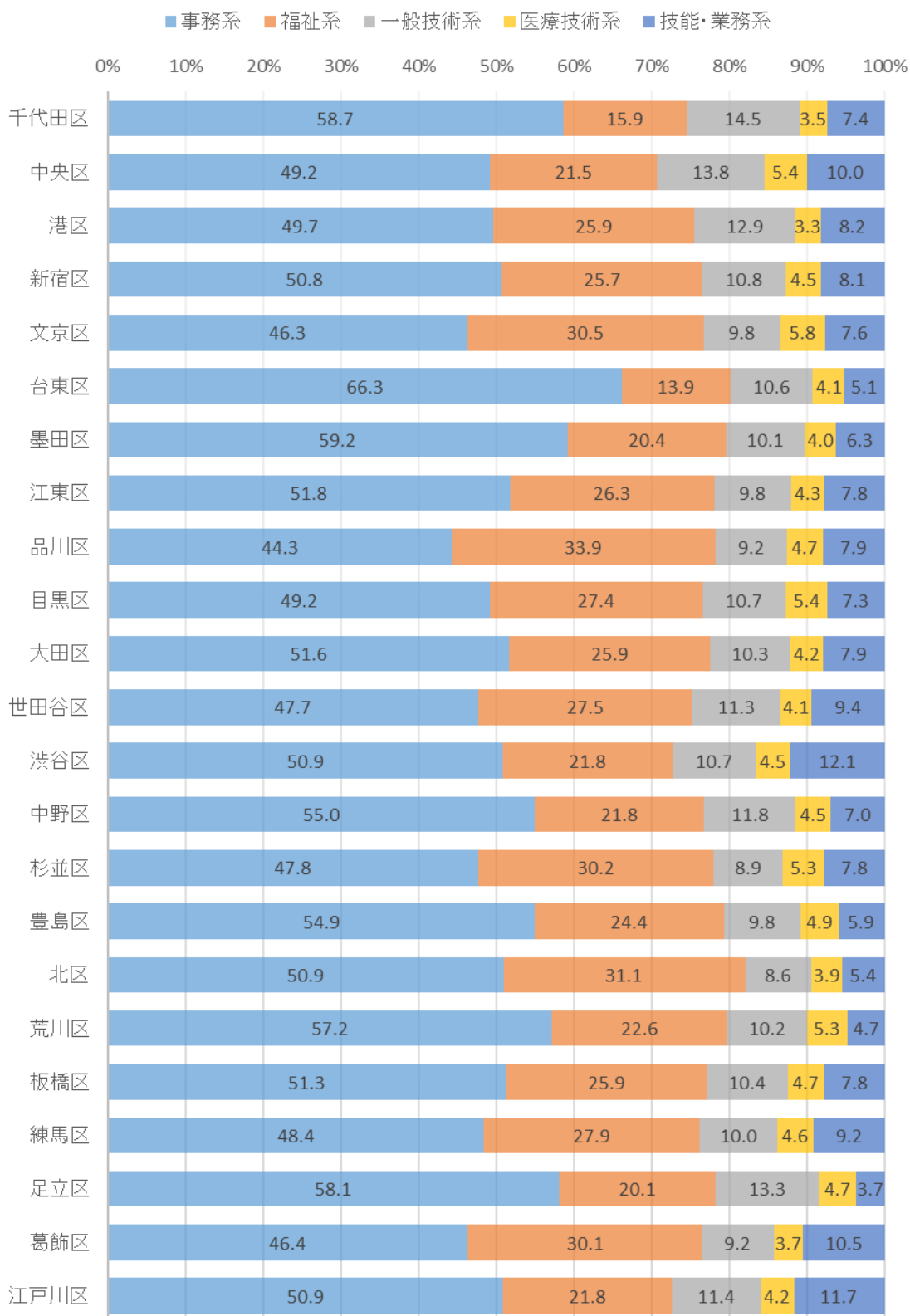
図表1-25 23区職種別行政系職員数（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

区名 \ 職種	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能・業務系	合計
千代田区	549	149	136	33	69	936
中央区	683	299	192	75	139	1,388
港区	921	480	240	61	152	1,854
新宿区	1,240	629	265	110	199	2,443
文京区	838	552	178	105	138	1,811
台東区	1,129	237	181	70	87	1,704
墨田区	1,014	349	173	69	107	1,712
江東区	1,216	617	231	100	182	2,346
品川区	1,056	809	220	111	189	2,385
目黒区	890	495	194	97	132	1,808
大田区	1,934	970	387	158	296	3,745
世田谷区	2,325	1,342	553	199	456	4,875
渋谷区	895	384	188	79	213	1,759
中野区	1,048	416	225	85	133	1,907
杉並区	1,447	916	270	162	235	3,030
豊島区	966	429	173	86	104	1,758
北区	1,244	760	209	96	133	2,442
荒川区	882	349	157	81	73	1,542
板橋区	1,715	866	347	156	260	3,344
練馬区	1,871	1,079	387	177	355	3,869
足立区	1,852	641	423	151	118	3,185
葛飾区	1,255	815	250	101	285	2,706
江戸川区	1,623	695	365	135	372	3,190
23区全体	28,593	14,278	5,944	2,497	4,427	55,739
平均構成率	51.3%	25.6%	10.7%	4.5%	7.9%	—
豊島区の構成率	54.9%	24.4%	9.8%	4.9%	5.9%	—

※特別区人事委員会『特別区職員の構成』（令和5年4月1日現在）より

図表1-26 23区職種別行政系職員数割合（令和5年4月1日現在）



※特別区人事委員会『特別区職員の構成』（令和5年4月1日現在）より

図表1-27 職種表

区分	職種	職務名	主な職務内容の表示
事務系	事務	一般事務	一般行政事務の職務
		ICT	情報通信技術に関する事務の職務
	法務	法務	法務に関する専門的事務の職務
	会計	会計	会計に関する専門的事務の職務
	社会教育	社会教育	社会教育主事（補）の職務
福祉系	福祉	福祉	福祉関係施設等における指導、育成、相談等の職務
		保育士	保育園における保育士の職務
		児童指導	児童館、学童保育クラブ、健康学園等の児童福祉施設等における指導、育成、相談等の職務
	心理	心理	心理に関する相談、指導等の職務
一般技術系	土木造園	土木技術	土木に関する計画、設計、工事・施工監督等の職務
		造園技術	造園に関する計画、設計、工事・施工監督等の職務
	建築	建築技術	建築に関する計画、設計、工事監督等の職務
	機械	機械技術	機械に関する計画、設計、工事、保守管理等の職務
	電気	電気技術	電気に関する計画、設計、工事、保守管理等の職務
	物理	物理技術	教育関係施設等における物理に関する調査、普及等の職務
	衛生監視	保健衛生監視	保健所、環境主管課等における監視、測定、分析等の職務
		食品衛生監視	保健所における食品衛生監視等の職務
		化学技術	清掃工場等における測定、分析等の職務
	学芸研究	学芸員	学芸員の職務
医療技術系	医師	医師	医師の職務
	歯科医師	歯科医師	歯科医師の職務
	診療放射線	診療放射線	保健所等における診療放射線技師の職務
	歯科衛生	歯科衛生士	歯科衛生士の職務
	理学療法	理学療法士	理学療法士の職務
	作業療法	作業療法士	作業療法士の職務
	検査技術	検査技術	保健所等における検査等の職務
	栄養士	栄養士	栄養士の職務
	保健師	保健師	保健師の職務
	看護師	看護師	看護師の職務
	准看護師	准看護師	准看護師の職務

区分	職種	職種名	主な職務内容の表示
技能系	技能Ⅰ	自動車運転	庁有車の運転等の職務
		ボイラー技士	ボイラーの操作・管理及び冷暖房の維持管理等の職務
		介護指導	高齢者等の介護、介護に関する指導・訪問調査等の職務
	技能Ⅱ	電話交換	電話交換の職務
		警備	庁舎の巡視、学校の警備の職務
		一般技能	映写、照明、海技、質物鑑定の職務
		作業Ⅰ	土木作業又はこれに準ずる困難な職務、公害監視補助等の職務及び上記以外のその他の職務
	技能Ⅲ	調理	学校、保育園等の調理の職務
		用務	学校、保育園等の用務の職務
		学童擁護	学童擁護の職務
		環境技能	排水場管理、衛生害虫指導等の職務
		作業Ⅱ	施設等の維持管理及び上記以外のその他の職務
	技能Ⅳ	家庭奉仕	ホームヘルプの職務
	技能Ⅴ	自動車運転Ⅱ	清掃事務所等における庁有車の運転等の職務
		自動車整備	清掃事務所等における庁有車の整備等の職務
	技能Ⅵ	作業Ⅲ	清掃作業等の職務
		設備管理	清掃工場等における諸設備の保守管理等の職務
	業務系	事務(業務)	一般事務(業務)
業務		一般業務	事務の補助等の職務

※5 級職以上の場合は、職種による任用管理は行いません。

(4) 職員の年齢構成

令和5年4月1日時点での職員の平均年齢は、再任用職員及び休職者を除いた現員数ベースで41.6歳となり、23区平均の40.4歳と比べて高い状況となっています。

ここ数年の傾向としては、定年退職者が増えている状況に合わせて新規採用者を多く採用していることにより、少しずつ平均年齢が下がってきています。

年齢構成では、就職氷河期世代（バブル崩壊後の1990年代から2000年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代）にあたる30歳代後半から40歳代後半の職員が極端に少ない構成となっていますが、これは平成17、18年度の職員採用ゼロ方針などにより、新規採用職員の抑制を行ったことが要因として考えられます。

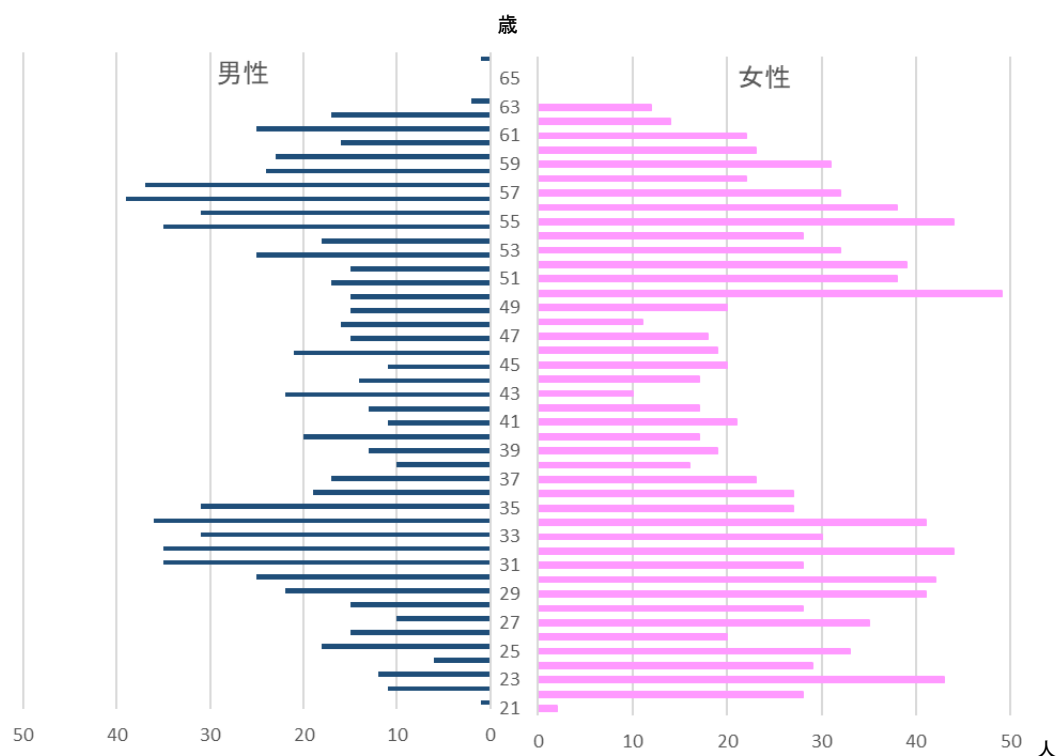
図表1-28 職員平均年齢の推移（各年度4月1日現在）

（単位：歳）

年度	31	2	3	4	5
豊島区	43.4	42.9	42.5	42.1	41.6
23区平均	41.8	41.4	41.0	40.8	40.4
23区との差	1.6	1.5	1.5	1.3	1.2

※特別区人事委員会『特別区職員の構成』（令和5年4月1日現在）より

図表1-29 職員の年齢構成（令和5年4月1日現在）

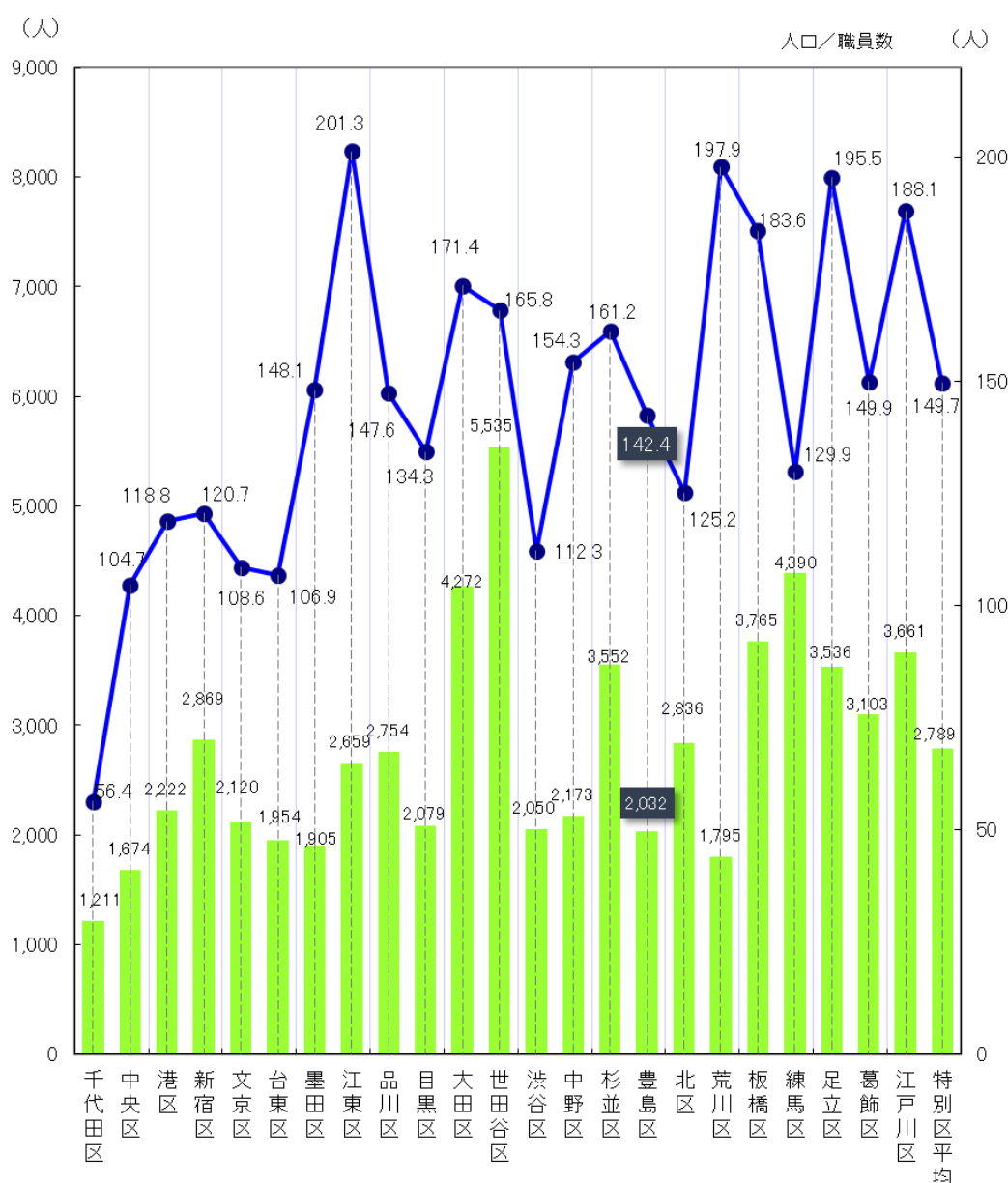


(5) 定員適正化

区では、さらなる少数精鋭による職員体制の確立に向け、平成5年度から7次に渡る定員適正化計画により定数の適正化に取り組み、正規職員数を1,000人以上削減してきました。一方で、区を取り巻く環境の変化は著しく、児童相談所の開設など新たな行政需要も拡大しており、これまでの削減ありきの計画目標の達成と行政需要への対応の両立が難しくなっていました。

そのため、区ではこれまでの計画目標を見直し、行政需要に応じて柔軟に職員配置を行っていくことを豊島区後期基本計画の中に定めました。

図表1-30 23区の職員数と職員一人当たりの区民数（令和5年4月1日現在）



※ 職員一人当たりの区民数は住民登録者数を現員数で割ったもの。

図表1-3-1 23区職員数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

区名	年度	31	2	3	4	5
千代田区		1,125	1,165	1,174	1,209	1,211
中央区		1,570	1,594	1,652	1,661	1,674
港区		2,188	2,210	2,241	2,227	2,222
新宿区		2,773	2,808	2,822	2,842	2,869
文京区		1,876	1,925	1,982	2,120	2,120
台東区		1,845	1,896	1,930	1,945	1,954
墨田区		1,885	1,892	1,882	1,881	1,905
江東区		2,715	2,692	2,741	2,647	2,659
品川区		2,656	2,690	2,723	2,728	2,754
目黒区		2,039	2,064	2,064	2,075	2,079
大田区		4,239	4,292	4,298	4,255	4,272
世田谷区		5,372	5,444	5,533	5,523	5,535
渋谷区		1,988	2,011	2,034	2,051	2,050
中野区		2,081	2,084	2,089	2,103	2,173
杉並区		3,484	3,530	3,511	3,526	3,552
豊島区		2,001	2,030	2,030	2,031	2,032
北区		2,699	2,777	2,804	2,799	2,836
荒川区		1,714	1,784	1,801	1,800	1,795
板橋区		3,619	3,661	3,710	3,732	3,765
練馬区		4,540	4,530	4,497	4,409	4,390
足立区		3,448	3,461	3,472	3,469	3,536
葛飾区		2,983	2,998	3,001	3,025	3,103
江戸川区		3,743	3,792	3,806	3,748	3,661
合計		62,583	63,330	63,797	63,806	64,147
平均		2,721	2,753	2,774	2,774	2,789

※職員数は現員数の数値

(6) 部局別基準定員数方式による定数管理

限られた人員の有効活用を図るとともに、部局内の創意工夫や優先度等を反映できる定数管理を実現するため、平成24年度より、これまでの各課個別査定による定数確定を見直し、部局の責任で部局別に表示された基準定員数を配分する方式に変更しました。

これにより、職場実態に即した執行体制の整備とともに、各部局が主体的に強化すべき分野への重点配分が可能となりました。

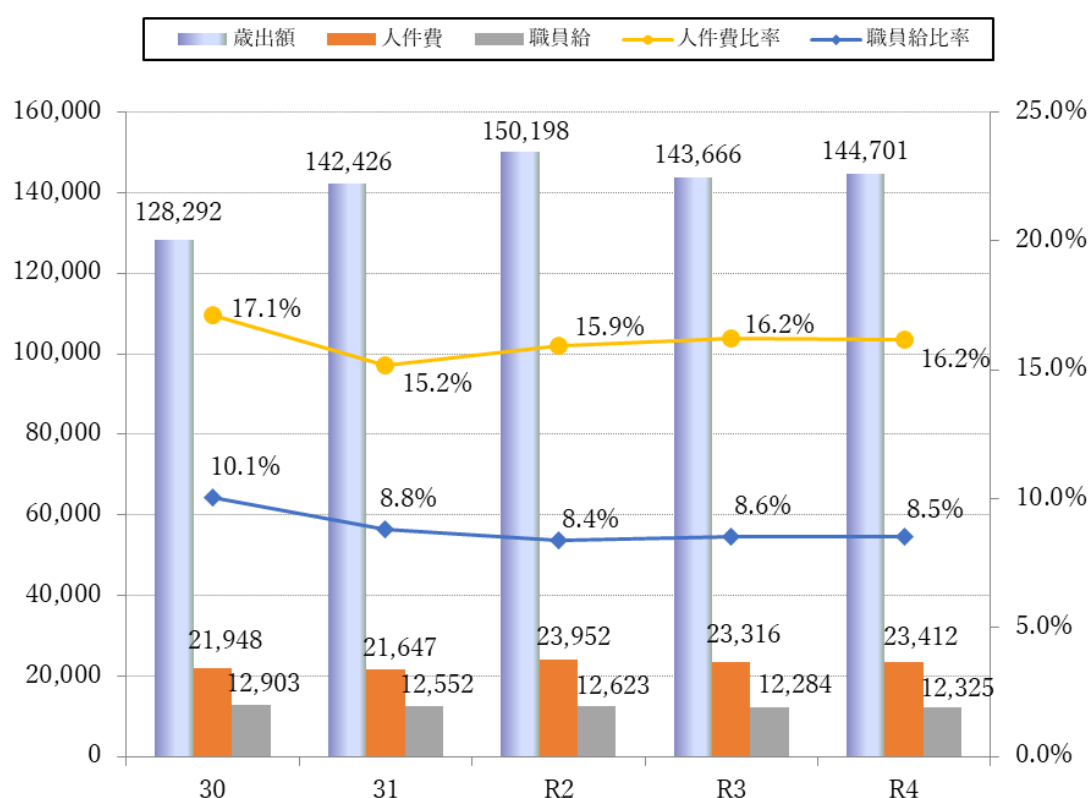
(7) 人件費の推移

人件費とは、職員の給与をはじめ、区議会議員や会計年度任用職員の報酬、共済組合負担金などに支出される経費のことです。また、職員給とは、人件費のうち正規職員及び再任用職員の給料や手当（退職手当を除く）に係る経費です。

人件費比率、職員給比率を平成30年度と令和4年度決算（普通会計）で比較すると、人件費比率は0.9ポイント減少、職員給比率は1.6ポイント減少しています。

図表1-32 人件費等の推移

(単位：百万円)



図表1-33 人件費等（普通会計）の推移

(単位:百万円)

年度	30	31	2	3	4
歳出決算額	128,292	142,426	150,198	143,666	144,701
人件費	21,948	21,647	23,952	23,316	23,412
職員給※	12,903	12,552	12,623	12,284	12,325
人件費比率	17.1%	15.2%	15.9%	16.2%	16.2%
職員給比率	10.1%	8.8%	8.4%	8.6%	8.5%

※東京都総務局『特別区決算状況』より

※令和2年度以降は、「任期の定めのない常勤職員」及び「再任用職員」の合計値

図表1-34 23区人件費（令和4年度普通会計決算）比較

（単位：千円）

区名	歳出総額	人件費	職員給※	人件費比率	職員給比率
千代田区	66,236,416	11,523,178	7,158,826	17.4%	10.8%
中央区	134,823,054	16,206,286	10,219,342	12.0%	7.6%
港区	172,047,888	20,258,675	13,182,925	11.8%	7.7%
新宿区	172,138,976	26,844,588	17,193,510	15.6%	10.0%
文京区	132,020,929	21,531,889	11,830,470	16.3%	9.0%
台東区	116,401,427	17,847,367	12,025,819	15.3%	10.3%
墨田区	135,845,720	18,151,967	11,561,679	13.4%	8.5%
江東区	232,505,093	26,077,394	16,511,522	11.2%	7.1%
品川区	188,940,434	25,402,106	16,854,583	13.4%	8.9%
目黒区	123,596,554	20,762,634	13,308,063	16.8%	10.8%
大田区	301,311,510	39,996,944	26,215,341	13.3%	8.7%
世田谷区	375,041,261	55,587,879	34,217,903	14.8%	9.1%
渋谷区	121,400,300	18,286,910	12,197,631	15.1%	10.0%
中野区	162,275,994	20,144,669	13,604,140	12.4%	8.4%
杉並区	221,710,442	36,251,977	22,008,657	16.4%	9.9%
豊島区	144,701,202	23,411,538	12,324,884	16.2%	8.5%
北区	175,889,006	24,811,776	16,469,516	14.1%	9.4%
荒川区	108,865,699	18,263,511	10,882,042	16.8%	10.0%
板橋区	251,504,596	32,700,364	21,905,195	13.0%	8.7%
練馬区	309,119,117	44,065,462	28,186,338	14.3%	9.1%
足立区	326,844,422	37,649,290	22,582,849	11.5%	6.9%
葛飾区	239,189,268	29,149,314	17,373,418	12.2%	7.3%
江戸川区	317,060,115	37,552,629	22,525,821	11.8%	7.1%
合計	4,529,469,423	622,478,347	390,340,474	13.7%	8.6%

※東京都総務局『令和4年度 特別区決算状況』より

※「任期の定めのない常勤職員」「任期付職員」「再任用職員」「会計年度任用職員(フルタイム)」の合計値

(8) 超過勤務手当の推移

超過勤務手当とは、正規の勤務時間を超えて勤務した者に支給する手当です。

本区では、平成28年5月に「ワークスタイル検討プロジェクトチーム」を設置し、業務の効率化をはじめとする職員の働き方の見直しを提案するなど、ワーク・ライフ・バランスを充実させるために様々な取り組みを進めてきました。

特に、超過勤務縮減については、超過勤務が多い課を対象とした緊急対策や、超過勤務時間数45時間を超える職員の報告の義務づけ、更には、19時一斉消灯や時差勤務の導入、テレワークの実施など、職場全体または職員個々の意識改革を中心とした取り組みを行いました。

図表1-35 超過勤務手当の状況

(単位：千円)

年度	30	31	2	3	4
支給実績	517,440	571,415	447,554	501,950	521,350
職員一人当たり平均支給額	254	281	222	253	261

※『豊島区人事白書』より

(9) 暫定再任用制度及び会計年度任用職員制度

本区では、定年退職者の豊富な知識・経験に基づく公務能率の維持・向上を目的に暫定再任用職員を採用しています。また、一時的・臨時的な業務や定型的な業務等の対応で、様々な会計年度任用職員を採用しています。

① 暫定再任用職員について

ア 暫定再任用制度とは

暫定再任用制度とは、公務を定年退職等した者の能力や知識・経験を区民サービスの向上と行政の効率的な運営に活用するため、退職後も公務で採用する制度です。定年年齢が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、従前の再任用制度と同様の仕組みを措置したものです。なお、従前の再任用制度とは、年金制度における定額部分（基礎年金部分）の支給年齢が順次引き上げられたため、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携によって支えるという地方公務員法の趣旨に基づいて導入されたものです。豊島区では平成13年に「職員の再任用に関する条例」を制定し、平成14年4月1日から任用が開始されました。

イ 勤務形態

区における暫定再任用職員の勤務形態には、フルタイム（正規職員と同時間勤務）と短時間（週31時間勤務）があります。暫定再任用短時間勤務職員は勤務形態からみれば非常勤職員ですが、恒久的な職に就いて本格的業務

に従事していることから、他の非常勤職員とは区別されています。本区での任用は、フルタイム勤務職員が150人、短時間勤務職員が58人となっています（令和5年4月1日現在）。

ウ 採用・期間

暫定再任用の任期は1年間のため、毎年度選考による採用を行います。選考は、勤務状況や健康状態等を考慮して総合的に決定します。

エ 課題

平成25年度から令和7年度にかけて、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢が60歳から65歳へ上げられることに伴い、フルタイム勤務職員は増加し、短時間勤務職員は減少することが予想されます。

また、令和5年度からの定年年齢の段階的な引上げにより、新たに定年前再任用短時間勤務制⁴が創設され、将来的には暫定再任用制度は廃止となります。今後も引き続き、職員の働き方の希望を踏まえた計画的な採用を行うことが必要です。

② 会計年度任用職員について

特別職非常勤の任用及び臨時的任用の適正化を確保するとともに、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等や期末手当が支給できないといった勤務条件上の課題を解決するため、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、新たに地方公務員法が適用される「会計年度任用職員」制度が導入されました。

本区でも、適正な任用及び勤務条件の確保並びに多様な人材の活用を一層促進していく観点から、会計年度任用職員及び特別職非常勤に関連する条例や規則を整備し、令和2年4月から会計年度任用職員制度を導入しています。

ア 会計年度任用職員等の任用状況

正規職員に非正規職員を加えた職員数は、平成22年度までは減少していましたが、平成26年度以降は微増となっています（表1-37）。

また、会計年度任用職員制度の導入により、これまで非常勤職員としてカウントしていなかった臨時職員が会計年度任用職員に位置付けられたことにより、令和2年度の職員が大幅に増加しています。一方、再任用短時間職員は、年金受給年齢の引き上げに伴い、再任用フルタイムを選択する職員が増えたため、平成25年度の137人から64人減少して73人となっています。

⁴ 定年年齢が段階的に65歳まで引き上げられ、65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以降、定年前に退職した職員について、短時間勤務の職に任用する制度です。

図表1-36 職員数の推移（各年度4月1日現在）

(単位：人)

年度	31	2	3	4	5
正規職員	1,985	2,013	2,009	2,010	2,016
再任用短時間職員	104	72	67	73	58
再雇用職員	13	0	0	0	0
非常勤職員	578	1,691	1,717	1,711	1,757
合計	2,680	3,776	3,793	3,794	3,831

※正規職員には、再任用フルタイム職員を含みます。

※再雇用職員及び非常勤職員は、令和2年度から会計年度任用職員に移行しています。

イ 会計年度任用職員の課題と取り組み

多くの自治体では、正規職員と非正規職員（会計年度任用職員）が組み合わされて組織が成り立っています。豊島区においても、一時的・臨時的な業務や定型的な業務等の対応で、様々な会計年度任用職員を採用しています。しかし、会計年度任用職員の任用については、各自治体間で処遇の設定が異なることや任用の長期化など、課題が指摘されています。

図表1-37 会計年度任用職員の勤務形態、報酬等一覧（令和5年4月1日現在）

職名	資格要件	勤務形態		報酬額 (円)
		日/月	時間/日	
広聴相談専門員	区の行政について知識・経験を有するもの	16	7.75	222,079
法務専門員	弁護士資格且つ5年以上の実務経験	7	6	252,000
公文書等専門員	政治学、行政学、記録管理学等の大学院修士課程且つ実務経験1年又は国、自治体等で「公文書管理者」等の実務経験3年	16	7.75	234,422
一般事務補助	なし	15	7.75	136,542
一般事務補助(エキスパート)	令和2年3月31日時点で再雇用職員の職に任命されている65歳未満の者で令和2年4月1日以降も引き続き同一の職務内容での勤務を希望する者	16	7.75	209,140
保健師補助	厚生労働大臣の保健師免許を有する者	16	7.75	220,250
衛生監視補助	食品衛生監視員若しくは環境衛生監視員の資格を有する者又は自治体等での実務経験を10年以上有する者	15	7.75	221,142
社会保険専門員	社会保険労務士法に定める社会保険労務士の資格を有する者	年60日	5	120,000
オフィスサポーター	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者	16	6	110,988
障害者支援員	オフィスサポーターの障害特性、性格、業務水準に合わせて適切な指導・助言ができる知識や能力を有すること	16	7.75	223,633
防災指導員	消防職員として防災指導員の職務経験者	16	7.75	218,880
防犯指導員	警察官として防犯指導の職務に従事した経験を有する者	16	7.75	209,553
用地専門員	土地評価の専門的知識	16	7.75	209,553
財産管理活用専門員	豊島区本庁舎の管理に関する実務経験を有する者	16	7.75	209,553
男女平等推進センター指導員(学習)	大学卒業以上又は同等以上の者	16	7.75	223,633
男女平等推進センター相談員	高等学校卒業以上又は同等以上の者	16	7.75	223,633
受付・運營業務補助	なし	8	4	36,996
南池袋斎場管理員	基本的なパソコン操作ができること	16	7.75	229,850
南池袋斎場運営補助員	なし	10	6	69,367
町会相談員	区の行政について知識経験を有する者	16	7.75	226,833
統計調査事務補助	なし	15	6	6,933
区民ひろば推進員	保育士、保健師、看護師、准看護師等いずれか	16	7.75	209,553

職名	資格要件	勤務形態		報酬額 (円)
		日/月	時間/日	
区民ひろば支援員	なし	15	7.75	134,400
外国人住民通訳等業務	中国語又は英語に堪能で、通訳業務の経験があること	14	6	149,325
マイナンバーカード交付等業務	なし	年 132 日	7	89,020
戸籍等入力業務	なし	15	7.75	134,400
特別区税調査員	国又は東京都の退職者のうち、租税業務経験者又は司法書士・税理士・ファイナンシャルプランナー等の資格を有する者	8	7.75	153,760
特別区税外国語対応相談員(中国語)	中国語又は英語に堪能で、通訳業務の経験がある者、特別区税の制度に理解と知識がある者	16	7.75	222,079
特別区税外国語対応相談員(ベトナム語)	ベトナム語又は英語に堪能で、通訳業務の経験がある者、特別区税の制度に理解と知識がある者	15	7	186,657
税務システム専門員	①基本情報技術者の資格を有する者 ②税制に関するシステム構築の実績があり、システム開発のチームリーダーとして部下の育成経験のある者	16	7.75	234,422
レセプト業務嘱託員	医療事務資格又は社会保険に係る実務経験等	16	7.75	209,553
国民健康保険外国語対応相談員(中国語)	中国語に堪能で国民健康保険制度に理解と知識があること、通訳業務の経験があること	16	7.75	222,079
国民健康保険外国語対応相談員(ベトナム語)	ベトナム語に堪能で国民健康保険制度に理解と知識があること、通訳業務の経験があること	15	7	186,657
後期高齢者医療業務嘱託員	医療事務資格又は社会保険に係る実務経験等	16	7.75	209,553
国民年金相談員	年金事務所・地方自治体等での年金関連業務従事経験者又は社会保険労務士	16	7.75	209,553
マイナンバー制度関係業務(東部)	なし	11	7	89,020
マイナンバー制度関係業務(西部)	なし	11	7	89,020
消費生活相談員	消費生活相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれか	16	6	249,600
消費生活啓発員	消費生活相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれか	16	7.75	215,770
金融相談員	東京信用保証協会の推薦書	14	7	238,000
学芸研究員	学芸員	16	7.75	215,770
生涯学習指導員	職務経験又は学芸員等(職務による)	16	7.75	209,553
館運営支援員(資格有)	学芸員	年 132 日	7.75	102,582
学芸業務調査員(資格有)	学芸員	年 168 日	7	117,924
生涯学習指導員	職務経験又は学芸員等(職務による)	16	7.75	209,553
図書館主任司書	司書資格及び図書館勤務経験 5 年以上	16	7.75	228,387
図書館司書	司書資格	16	7.75	215,770
図書館点字指導員	点字指導員または点字技能士の資格を有し、かつ、視覚障害 1 級及び 3 年以上の実務経験	16	7.75	211,107
業務補助	基本的なパソコン操作ができること	15	7	121,393
ごみ収集作業	健康状態が良好で意欲をもって職務を遂行すると認められるもの	年 240 日	7.75	217,713
中国残留邦人等支援相談員	中国語と日本語の通訳の能力を有する者	8	6	85,965
社会福祉法人指導監査会計専門員	日本公認会計士協会東京会豊島会からの推薦がある者、社会福祉法人会計について必要な知識を有する者	不定	不定	3,871
住宅確保相談員	地方公共団体などにおいて、住宅確保に関する相談業務経験がある者	16	7.75	209,553
訪問看護指導員	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士のいずれか	16	7.75	243,747
介護予防地域づくり推進員	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士のいずれか	16	7.75	243,747
フレイル対策推進員	管理栄養士、栄養士	16	7.75	222,811
在宅介護指導員	介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員養成研修2級	16	7.75	208,730
高齢者福祉サービス相談員	社会福祉士、介護福祉士	16	7.75	209,553
高齢者実態調査集計補助	基本的なパソコン操作ができること	15	6	104,050
障害者就労支援専門員(総合支援)	障害者就労支援の実務経験且つ社会福祉士等資格	16	7.75	223,633
精神障害者就労支援員	精神障害者就労支援の実務経験且つ精神保健福祉士	16	7.75	223,633

職名	資格要件	勤務形態		報酬額 (円)
		日/月	時間/日	
障害者相談支援員	障害者相談支援専門員又は同等の経験	16	7.75	223,633
発達障害支援相談員	下記のいずれか ①社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、臨床心理士、臨床発達心理士 ②課程修了且つ実務経験3年	16	7.75	223,633
障害福祉指導検査会計専門員	日本公認会計士協会東京会豊島会からの推薦がある者、社会福祉法人及び就労支援事業会計について必要な知識を有する者	不定	不定	3,871
送迎バス補助員	なし	年96日	6	55,494
被保護者居宅生活安定化支援員	保健師又は精神保健福祉士	16	7.75	240,456
被保護者就労支援専門員	公共職業安定所での相談業務経験又は、社会福祉士等	16	7.75	240,456
被保護者資産調査員	年金事務所等において相談等の業務従事経験又は社会保険労務士	16	7.75	240,456
被保護者医療・介護業務専門員	福祉事務所における事務経験又は介護支援専門員等の資格取得者	16	7.75	212,662
被保護者資産活用管理支援員	地方自治体勤務経験者又は社会福祉制度に精通した者	16	7.75	240,456
生活保護業務支援専門員	警察官経験者	16	7.75	240,456
被保護者子ども・若者支援員	学校・児童相談所・社会福祉法人等いずれかでの相談援助経験が3年以上、又は通算して5年以上	16	7.75	222,079
生活保護現業員補助	生活保護現業員として実務経験がある者	16	7.75	222,079
被保護者居宅生活安定化支援員	保健師又は精神保健福祉士	16	7.75	240,456
被保護者就労支援専門員	公共職業安定所での相談業務経験又は、社会福祉士等	16	7.75	240,456
被保護者資産調査員	年金事務所等において相談等の業務従事経験又は社会保険労務士	16	7.75	240,456
被保護者医療・介護業務専門員	福祉事務所における事務経験又は介護支援専門員等の資格取得者	16	7.75	212,662
被保護者資産活用管理支援員	地方自治体勤務経験者又は社会福祉制度に精通した者	16	7.75	240,456
生活保護業務支援専門員	警察官経験者	16	7.75	240,456
被保護者子ども・若者支援員	学校・児童相談所・社会福祉法人等いずれかでの相談援助経験が3年以上、又は通算して5年以上	16	7.75	222,079
生活保護現業員補助	生活保護現業員として実務経験がある者	16	7.75	222,079
要介護認定審査専門員	保健師又は看護師	16	7.75	221,713
要介護認定調査員	保健師、介護福祉士、介護支援専門員、看護師	16	7.75	209,553
介護サービス調査員	介護支援専門員かつ実務経験1年以上	16	7.75	209,553
地域密着型事業所支援員	実務経験3年	16	7.75	209,553
公害保健非常勤職員	保健師又は看護師	16	7.75	242,376
歯科衛生士	厚生労働大臣又は都道府県知事の歯科衛生士免許を有する者	16	7.75	222,811
保健事業支援員	保健師又は管理栄養士	16	7.75	222,811
衛生監視補助	食品衛生監視員若しくは環境衛生監視員の資格を有する者又は自治体等での実務経験を10年以上有する者	15	7.75	221,142
栄養士	栄養士	16	7.75	222,811
助産師	助産師	16	7.75	243,747
放射線技師	放射線技師	16	7.75	216,502
地域精神保健相談員	①精神保健福祉士・保健師・看護師 ③精神科及び精神障害者施設等での相談事業等の経験者	16	7.75	221,713
歯科衛生士	歯科衛生士	16	7.75	222,811
助産師	助産師	16	7.75	243,747
青少年支援員	教員免許・保育士・社会福祉士等	18	7.5	228,142
青少年専門支援員	青少年支援員と同等以上の職の実務経験を5年以上有し、かつ、教員免許・保育士・社会福祉士等	18	7.5	246,956
青少年支援補助(資格有)	教員免許、社会福祉士、保育士等	12	5	72,198
青少年支援補助(資格無)	なし	12	5	69,367
子ども若者支援ワーカー	下記のいずれか ①社会福祉士、臨床心理士、精神保健福祉士 ②実務経験3年	16	7.75	222,079
地域支援補助	保護観察対象で18歳以上概ね20歳までの者のうち、東京保護観察所の推薦があった者	15	6	104,050

職名	資格要件	勤務形態		報酬額 (円)
		日/月	時間/日	
子どもの権利擁護相談員	社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師等の資格若しくは免許を有し、かつ子どもの相談に係る実務経験が3年以上ある者	16	7.75	222,079
ファミリー・サポート・センター事務局アドバイザー	社会福祉士・保健師・看護師・教諭・保育士等又は大学において教育学等を修了した者	16	7.75	209,553
家庭相談員	家庭裁判所調査官又は家事調停委員の経験且つ大学卒業程度又は経験3年以上	8	4	96,000
ひとり親・女性相談員	社会福祉士・臨床心理士又は地方公共団体等での相談業務経験3年	16	7.75	222,079
子ども家庭支援専門ワーカー	子ども家庭支援ワーカーと同等以上の職の実務経験を5年以上 (子ども家庭支援ワーカーと同資格)	16	7.75	232,868
子ども家庭支援ワーカー	社会福祉士・保健師・看護師・教諭・臨床心理士資格又は学科修了又は実務経験	16	7.75	215,770
児童給付アドバイザー	保育士・教諭又は教育学科修了又は児童手当等の給付業務経験6か月以上	16	7.75	209,553
子ども家庭支援専門ワーカー(心理職)	子ども家庭支援ワーカー(心理)と同等以上の職の実務経験を5年以上	16	7.75	228,387
子ども家庭支援ワーカー(心理職)	臨床心理士又は心理学課程を修了	16	7.75	215,770
児童虐待対策コーディネーター	児童福祉司任用資格保持且つ実務経験を3年以上、又は警視庁の推薦がある者、又は臨床心理資格又は過程修了且つ臨床実務経験2年以上	16	7.75	255,700
弁護士(児童相談)	弁護士	4	4	96,000
児童虐待対応協力員	社会福祉士・保健師・臨床心理士資格等	16	7.75	222,079
福祉業務補助(資格有)	社会福祉士、保育士、保健師、看護師等	14	6	101,078
福祉業務補助(資格無)	なし	14	6	97,114
ヤングケアラーコーディネーター	児童福祉法に定める児童福祉司任用資格を有する者で、児童虐待対策ワーカーとして相談援助業務の実務経験を有する者等	16	7.75	255,700
児童相談所支援事務職員	なし	16	7.75	143,359
電話相談受付専門員	児童福祉法に関する相談経験を有する者で、児童福祉、教育、心理又はこれらに準ずる知識を有する者	16	7.75	190,080
虐待対応協力員	児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を有する者等で、児童相談所又はこれに準ずる施設における児童福祉に関する業務の経験を有する者	16	7.75	222,079
虐待対応強化専門員	警察官として生活安全部門での勤務経験又はそれに準ずる勤務経験を有し、警視庁の推薦がある者	16	7.75	255,700
児童福祉業務指導員	児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を有し、児童相談所における指導教育担当児童福祉司としての業務従事歴が10年以上有する者	16	7.75	267,200
児童相談所業務事務員	児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を有する者	16	7.75	196,662
里親養育支援員	児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を有する者等で、児童相談所又はこれに準ずる施設における児童福祉に関する業務の経験を有する者	16	7.75	196,662
一時保護所管理業務支援員	なし	16	7.75	143,359
一時保護所福祉業務専門員	児童福祉施設設備及び運委に関する基準に定める児童指導員の任用資格を有し、一時保護所等における児童福祉に関する業務の経験を有する者	16	7.75	196,662
一時保護所夜間支援員	なし	6	7.75	1,155
一時保護所心理療法担当	(公)日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格等を有し、児童相談に関する業務の経験を有する者	16	7.75	215,770
一時保護所用務員	児童養護施設、保育所その他の児童福祉施設又はこれらに準ずる施設において、1年以上の用務業務の経験を有する者	16	7.75	178,560
一時保護所看護師	保健師助産師看護師法に定める看護師免許又は准看護師免許を有する者	16	7.75	221,713
一時保護所学習指導員	教育職員免許法に定める免許状を有し、学校教育法に定める学校において児童又は生徒に対する学習指導の経験を有する者	16	7.75	230,044

職名	資格要件	勤務形態		報酬額 (円)
		日/月	時間/日	
保育所看護師	保健師助産師看護師法に定める免許を受けた看護師であること	16	7.75	221,713
保育アドバイザー	保育士・教諭又は教育学科修了又は保育所入所に関する相談業務経験6か月以上	16	7.75	209,553
保育指導検査会計専門員	下記のいずれか ①公認会計士 ②税理士	不定	不定	3,871
保育施設巡回・指導検査員	児童福祉事業に5年以上指導検査経験者	16	7.75	209,553
短時間保育ヘルパー	保育士	13	4	89,832
保育所主任調理員	保育所調理員の実務経験を5年以上	18	7	225,847
保育所調理員	調理師、栄養士資格又は調理業務経験1年以上	18	7	212,097
保育所用務員	保育所等での用務実務経験1年以上	18	7	200,577
保育補助(資格有、無)	なし	月140時間	不定	199,225
調理業務補助	なし	月80時間	不定	92,548
用務業務補助	なし	月105時間	不定	121,470
都市計画業務専門員	都市計画法、あるいは建築基準法に関する知識を有する者	16	7.75	209,553
まちづくり専門員Ⅰ	まちづくり事業における相当の知識及び実務経験を有する者	16	7.75	226,833
まちづくり専門員Ⅱ	木密地域の面的な改善に強い意欲を持ち、密集市街地整備法による防災街区整備事業等に関する行政実務経験を10年以上有する者	16	7.75	195,016
空き家活用専門員	宅地建物取引士、不動産取引に関する実務経験がある者	16	7.75	209,553
道路管理巡視員	警察推薦者	16	7.75	194,468
公園・児童遊園巡視員	警察推薦者	16	7.75	194,468
主任会計審査専門員	日商簿記2級以上かつ公会計検定2級以上の資格を有する者	年192日	7.75	228,387
会計審査専門員	日商簿記2級又は日商簿記3級且つ経験3年以上	年192日	7.75	215,770
文化財保護専門員	学芸員資格且つ実務経験1年以上又は実務経験3年以上	16	7.75	215,770
セーフスクール支援業務補助	インターナショナルセーフスクールの認証取得に関する知識・経験を有する者	年144日	7	97,114
ふくろう・みみずく資料活用専門員	学識経験を有する者	16	7.75	209,553
社会教育指導員	社会教育主事講習の修了者又は教員免許又は学芸員資格又は社会教育関係職に従事経験3年以上	16	7.75	209,553
幼稚園預かり保育指導員	保育士の資格を有し、幼稚園、保育所等での勤務経験を有する者	年192日	7.75	209,553
幼稚園預かり保育補助	教員免許又は保育士資格を有する者、子育て支援員に認定された者	年131日	5	65,680
幼稚園預かり保育補助(長期休業対応)	教員免許又は保育士資格を有する者、子育て支援員に認定された者	48	4	1,202
幼稚園特別支援指導員	保育士の資格を有し、幼稚園、保育所等での勤務経験を有する者	年192日	7.75	209,553
幼稚園特別支援補助	教員免許、幼稚園経論・教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を取得していると認められる者	年191日	5	95,763
学校栄養士	栄養士	年212日	7	209,720
学校看護師	看護師且つ実務経験3年以上	不定	年1,488時間	1,788
小学校用務補助	なし	15	7	121,470
中学校用務補助	なし	15	7	121,470
学校開放指導員	学校開放事業について理解と熱意があり、教育委員会が適任と認める者	18	7	217,671
学校開放管理員	なし	年192日	7.75	143,359
社会教育指導員	社会教育主事講習の修了者又は教員免許又は学芸員資格又は社会教育関係職に従事経験3年以上	16	7.75	209,553
スクール・スキップサポーター	下記のいずれか ①小・中学校教員、②保育士 ③臨床心理士または公認心理士、④看護師	16	7.75	237,439
学童指導専門員	5年以上の児童指導職の経験かつ教員免許・保育士・社会福祉士等	20	7.5	274,395
学童指導員	教員免許・保育士・社会福祉士等	20	7.5	261,013

職名	資格要件	勤務形態		報酬額 (円)
		日/月	時間/日	
学童指導補助(資格有)	豊島区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項に掲げる要件を備えている者であること。ただし、3、9、10号は除く	年216日	5	108,297
学童指導補助(資格無)	なし	年216日	5	104,050
子どもスキップ運営指導補助	放課後児童支援員認定資格研修修了者	16	7.5	144,397
幼稚園道徳性育成指導員	幼稚園教諭、幼稚園、保育所等での実務経験を有する者	年192日	7.75	209,553
学校図書館主任司書	司書資格及び実務経験5年	年192日	7.75	228,387
学校図書館司書	司書資格	年192日	7.75	215,770
幼稚園非常勤講師	幼稚園教諭	年192日	7.75	223,450
授業づくり支援業務補助	小学校教諭又は中学校教諭、小学校又は中学校教育への理解・関心の高い者	年176日	7	162,828
部活動指導員	教員免許、学校・学校教育及び協議指導等の経験がある者	月48時間	不定	96,000
校務支援員(小学校)	パソコンが使用できる者	11	6	76,304
校務支援員(中学校)	パソコンが使用できる者	15	6	104,050
校務支援員(幼稚園)	パソコンが使用できる者	年165日	7	111,277
スクールサポートスタッフ	学校教育、教員業務の負担軽減に理解がある者	年126日	5	60,696
学校事務補助	学校現場における経験がある者、パソコンが使用できる者	192	7.75	143,359
外国語科支援員	学校教育へ熱意・理解を有し、学校で学んだことを、社会での仕事に活用した豊富な経験や、その他の高い専門性を有していること	不定	不定	3,871
特別支援学級指導員	教諭免許状又は特別支援学校教諭普通免許状	年212日	7	210,540
主任教育相談員	特別支援教育課程修了又は臨床心理士、且つ実務経験10年以上	16	7.75	249,142
教育相談員	特別支援教育課程修了又は臨床心理士	16	7.75	237,439
スクールソーシャルワーカー	社会福祉士又は精神保健福祉士	16	7.75	248,800
日本語初期指導員	国等の検定試験等に一定の成績を修めた者	16	7.75	209,553
日本語指導員	日本語教育課程修了又は日本語教育能力検定合格	16	7.75	209,553
学級運営補助員	教員免許等を有する者	年168日	6	101,078
教育センター調査補助員	教員免許を有し、パソコン業務に精通している者	10	6	72,198
就学相談支援員	特別支援教育に関する経験を有し、任命権者が適任と認める者	15	7	166,528
特別支援学級時間講師	中学校教員免許を有する者	144	4	140,400
通級教室指導員	教員免許を有する者	16	7.75	196,662